

# おおいた地域猫活動ガイドライン

令和7年2月

大分県

## 目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3  
県の方針、現状と課題
  
- 2 地域猫活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5  
猫の定義（飼い猫、飼い主のいない猫、地域猫）  
地域の理解について  
役割（活動団体、自治会、ボランティア、行政）
  
- 3 活動のすすめ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7  
活動グループ結成  
地域の理解、ルール作り  
地域の実態把握（猫リスト作成等）  
不妊・去勢手術実施、V字カット（+ダニ予防、ワクチン）  
餌の管理  
排泄場所の管理  
パトロール、清掃活動  
新たな捨て猫防止  
新たな飼い主探し
  
- 4 活動の終わり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 1 はじめに

### ○県の方針

令和元年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される以前、行政は飼い主のいない猫の引取りを求められた場合、引き取らなければならないとされていました。大分県内の犬猫の殺処分の内訳では飼い主のいない猫が最も多く、その中でも生後90日未満の子猫が大部分を占めていました。また保健所に寄せられた犬猫に関する苦情・相談でも、飼い主のいない猫の引取り相談が最多でした。これらは、飼い主のいない猫の繁殖制限を実施しなかったことにより、飼い主のいない猫が無秩序に増え生活環境悪化に繋がったと考えられます。

令和元年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正された際、飼い主のいない犬猫の引取り依頼について、生活環境が損なわれている等相当の事由がなければ引取りを拒否できることとなりました。引取りの拒否によって殺処分頭数の減少は期待できませんが、一方飼い主のいない猫の繁殖制限が実施されないまま、引取り拒否だけを行っても地域で生じる飼い主のいない猫に起因する諸問題は解決されません。

猫は元々リビアヤマネコを人間の手によって品種改良し家庭動物としたものと言われています。飼い主のいない猫により生じる問題は人間が原因で生じる問題であり、県民全員で解決すべき問題と言えます。大分県では地域の猫が好きな方、あまり関心のない方、苦手な方全員が対立することなく、飼い主のいない猫に起因する諸問題を地域猫活動によって解決することを目指します。

### ○猫の繁殖力と繁殖制限の必要性について

猫は非常に高い繁殖力を持つ動物です。生後わずか6か月程度で妊娠が可能となり、1年に2～3回妊娠及び出産します。一度の出産で複数等子猫が生まれるため、たった1匹の雌猫が1～2年で数十匹に増えることもあります。



<環境省パンフレット「もっと飼いたい？」から抜粋>

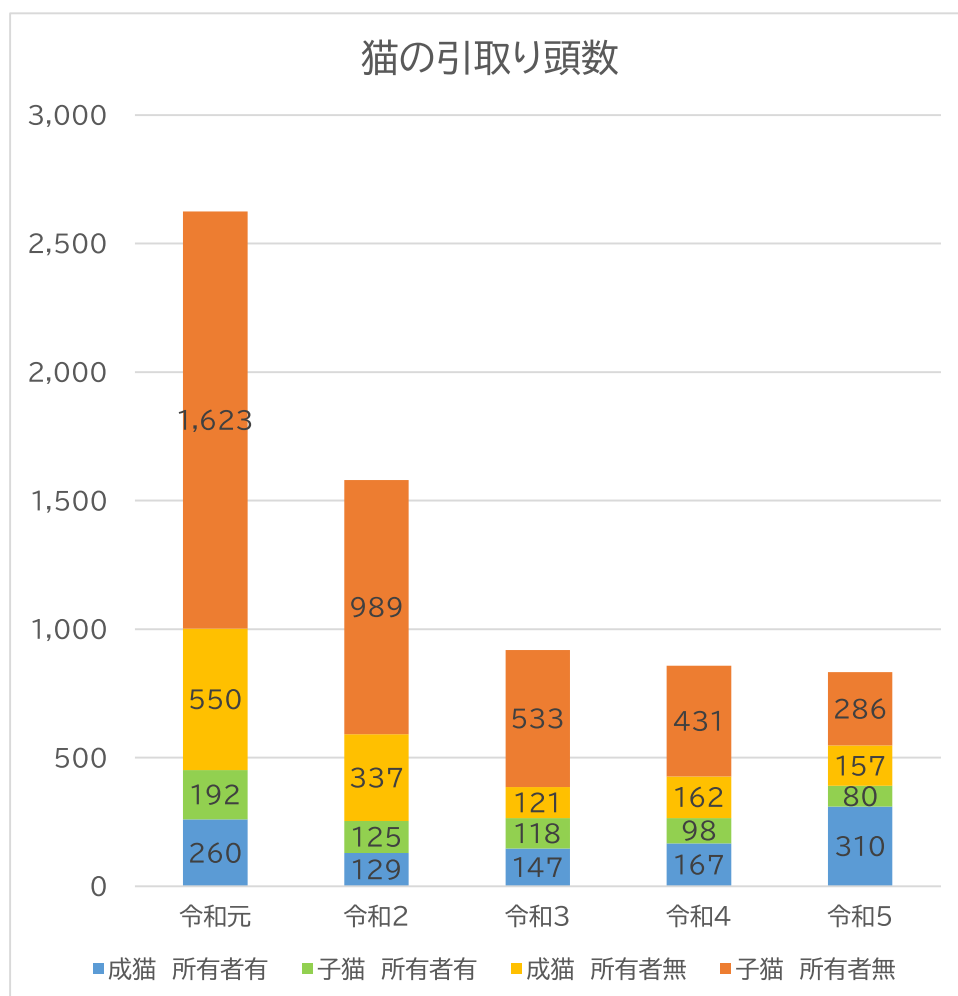
このような無秩序な繁殖を放置すると、地域の生活環境が悪化（鳴き声、ゴミ荒らし、排泄物の被害等）する他、猫の状態悪化（病気が蔓延する、交通事故で死亡する等）も生じます。猫の繁殖を防ぐためには、不妊・去勢手術の徹底が不可欠です。大分県は地域猫活動支援のため、動物愛護センターで手術を行う「さくら猫プロジェクト」等の取組を実施しています。手術の実施については猫がかわいそうとの意見もありますが、不幸な猫を減らすことにつながる他、以下のようなメリットもあります。

- ・発情期の問題行動を特性できる（ケンカ、尿によるマーキング等）
- ・生殖器由来の病気を予防できる（性感染症、生殖器系のガン等）

### ○現状と課題

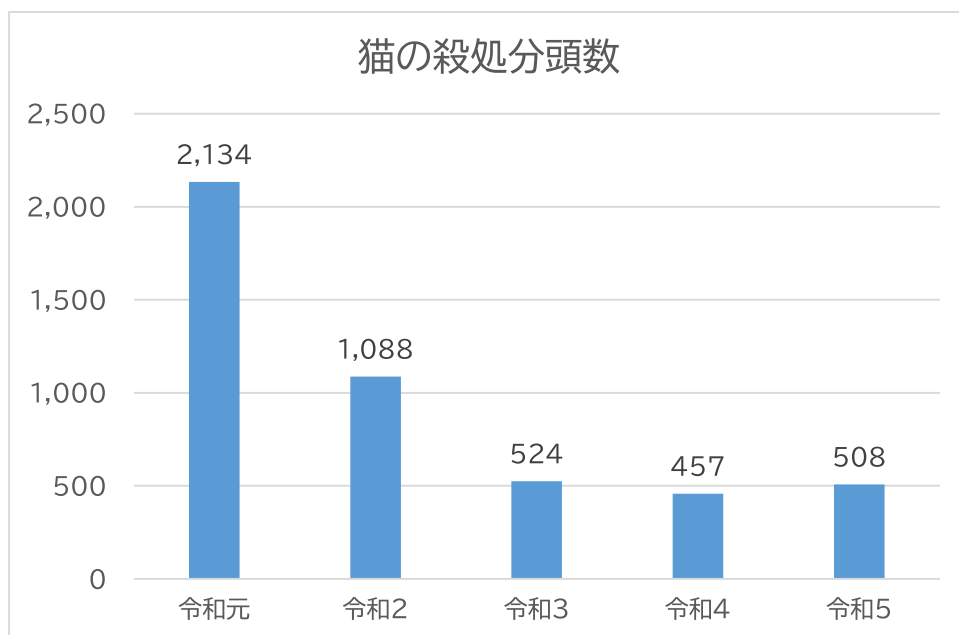
#### ・猫の引取り頭数

さくら猫プロジェクト等の取組に伴い、引取り頭数は減少傾向ではありますが、所有者からの引取りを含め全国的に見れば依然として多い状況です。



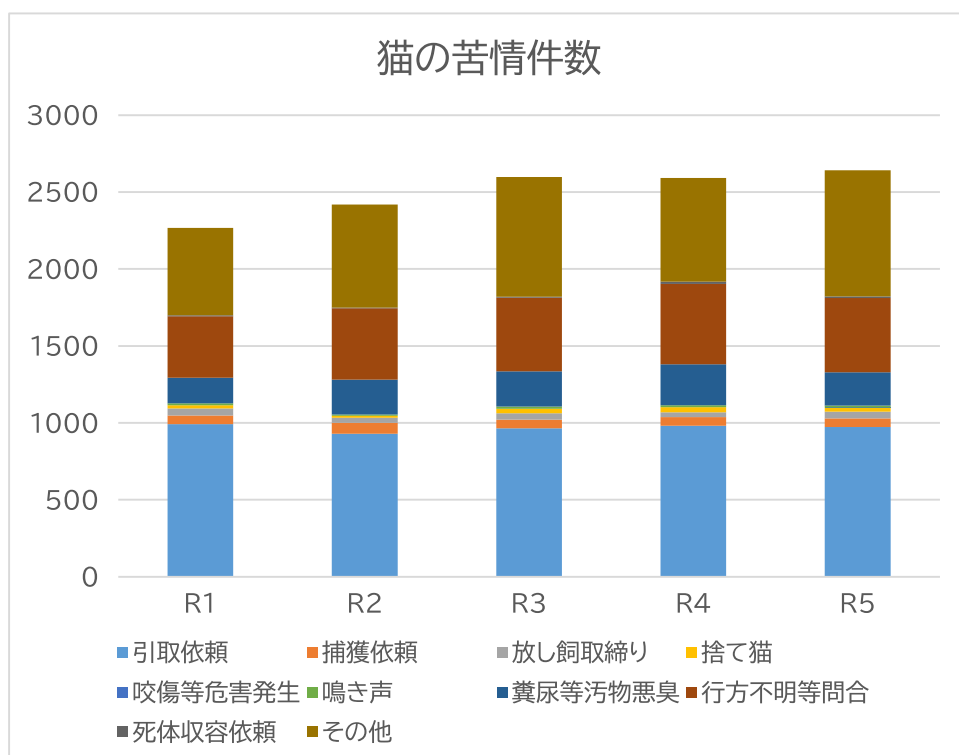
・猫の殺処分頭数

引取り頭数減少と同じく減少傾向ですが、更なる減少を目指す必要があります。



・猫に関する苦情件数

件数全体は横ばい傾向で、毎年度引取り依頼が最も多いです。



## 2 地域猫活動について

### ○猫の定義（飼い猫、飼い主のいない猫、地域猫）

当ガイドラインでは猫を以下のように定義します。

- ・ 飼い猫：特定の所有者（飼い主）が所有し、飼養管理している猫を指します。  
屋内だけで完全室内飼育している猫や、屋内と屋外の出入り自由に行っている猫、屋外だけで飼育している猫がいます。
- ・ 飼い主のいない猫：特定の所有者（飼い主）のいない猫を指します。いわゆる「のら猫」のことです。ただし下記の地域猫は除きます。
- ・ 地域猫：飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解を得た上で、地域住民等で構成する地域猫活動団体が飼養管理する猫を指します。飼養管理については地域住民でルールを作り、繁殖制限を実施した上で一代限りの命を見守ります。

### ○地域の理解について

・ 飼い主のいない猫が地域猫となるか否かを決定する際に必要なことは地域の理解です。地域猫活動自体は法律や条令で定められておらず、行政が許可等を行う制度ではありません（後述する地域猫活動の支援には、行政が実施する事業もあります）。地域の理解を得るためには、猫が好きな方、苦手な方どちらも納得できるルール作りが何よりも重要です。

### ○役割（活動団体、自治会、ボランティア、行政）

- ・ 地域猫活動団体  
地域猫活動を行う主体で、地域住民から有志で選任します。
- ・ 自治会  
地域猫活動団体の調整や支援を行います。まずルール作りを共に行い、地域住民の理解が得られるよう調整します。活動内容が固まれば、地域への広報を地域猫活動団体と共に行う他、活動の場を提供します。
- ・ ボランティア  
地域猫活動を行っている団体や、もしくは活動を検討している県民に対し、活動方法の助言等行います。

- ・行政

地域猫活動が円滑に実施されるよう、地域猫活動団体の支援を行います。支援内容は下記の不妊・去勢手術のサポートの他、活動団体が地域の理解を得られやすいよう自治会への説明等助力します。

- ・県内市町村

不妊・去勢費用の助成等を行い、地域猫活動を支援します。助成の条件については各自治体で異なりますので、詳細は各自治体にお問い合わせください。

その他、活動団体が地域の理解を得られやすいよう自治会への説明等を助力します。

- ・大分県（県庁、動物愛護センター）

市町村の不妊・去勢費用の助成に対し県も一部補助を行っています。また動物愛護センターでの地域猫を対象とした手術（さくら猫プロジェクト）を実施しています。さくら猫プロジェクトの利用にあたっては、上記の不妊・去勢費用の助成と同じ条件ですので、各自治体での手続きを行ってください。

その他、活動団体が地域の理解を得られやすいよう市町村の要請に基づき自治会への説明等を助力します。

### 3 活動のすすめ方

#### ○活動団体結成

地域にお住まいの住民のうち、地域猫活動を行おうとする方で活動団体を結成します。活動団体は、管理する地域猫の不妊・去勢手術を実施する他、給餌やトイレの管理を実施します。

#### ○地域の理解、ルール作り

地域には猫が好きな人だけでなく、無関心な人や嫌いな人もいます。地域猫活動を行うには、地域住民の理解が得られるようなルール作りが最も重要です。以下、ルールを作る上で押さえていただきたいポイントを記述します。

#### ○地域の実態把握（猫リスト作成等）

地域にいる猫について、屋外で飼育している猫なのか、地域猫活動でお世話の対象とする猫なのかを調査します。頭数の他、猫の個体ごとの情報（毛色、性別、推定年齢等）を記録します。可能であれば写真も撮影しておくといいです。

#### ○不妊・去勢手術実施、V字カット

地域猫活動を行う上で、対象とする猫全頭の不妊・去勢手術実施は必ず必要です。また、手術済であることの識別も行いましょう。さくら猫プロジェクトや市町村の不妊・去勢費用の助成で手術を実施した猫には、耳先のV字カット（さくら耳カット）を行っています。

なお猫の捕獲の際、屋外で飼育されている猫が捕獲される可能性もあります。捕獲開始前にチラシ等で周知の上、飼い猫には首輪等所有者明示を依頼しましょう。手術されていない飼い猫が地域にいれば、飼い主に対し手術の啓発を併せて行います。



<耳のV字カット> 手術の麻酔中に行うことで猫の負担は最小限に抑えられます。



### ○給餌、排泄場所の管理

地域住民の迷惑にならない所で、土地等管理者の許可を得た上で場所を決定します。許可なく他人の敷地内に侵入すれば住居侵入罪（刑法）に問われる可能性があります。

毎日定時に給餌し、給餌後は餌の残り及び容器を必ず撤去します。置き餌や給餌後の放置は絶対にやめましょう。猫以外の野生動物や衛生害虫を集める他、悪臭の原因となります。また餌はキャットフードを与えるようにします。

猫の排泄に十分な大きさの容器（プランター等）に、砂等を入れた猫トイレも管理する猫の頭数以上に設置し、毎日砂の入れ替え等管理を行います。

### ○その他苦情対策

猫が爪とぎすることにより器物損壊等発生していれば、猫がよくいる場所や通り道に爪とぎ器を設置します。猫に侵入して欲しくない場所があれば、その近くに許可を取った上で忌避剤等を使用します。

地域猫活動団体は、地域からの理解促進のため、住民からの要望を傾聴し可能な範囲で対応するようにしましょう。猫が苦手な方は、自治会や地域猫活動団体と協議し問題解決方法を模索しましょう。なお猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物とされており、遺棄や虐待は禁じられています。

### ○パトロール、清掃活動

新たに地域に移動してきた飼い主のいない猫や、捨て猫の把握のためパトロールは定期的に行いましょう。掲示許可を得られる場合は、捨て猫禁止のポスターも掲示しましょう。パトロールと併行し地域の美化活動も行うと、地域からの理解が得られやすくなります。

### ○新たな飼い主探し

以上、地域猫活動のルールのポイントを記載しました。一方、冒頭に記載したとおり猫は人間が作り出した家庭動物です。まだ年齢が若い猫や、性格が人なつこい猫は可能であれば地域猫として管理するのではなく、家猫として飼育できないか検討しましょう。地域猫は飼い主のいない猫と比べれば生活の質は高いですが、屋外で管理する限り交通事故や感染症等のリスクは避けられません。地域猫活動自体が飼い主のいない猫をなくすための取組であり、特定の飼い主がいることが家庭動物の本来あるべき姿です。

#### 4 活動の終わり方

地域猫としてお世話をしていた猫が寿命を迎える、もしくは新たな飼い主に譲渡する等で、地域猫がいなくなれば活動は終了となります。活動終了の際は、地域住民に地域猫活動を終了することを周知しましょう。

地域にいるすべての猫に不妊・去勢手術を施せば、いずれ飼い主のいない猫はいなくなります。地域の生活環境を維持しつつ、地域猫の一代限りの生を全うさせることが、地域猫活動の目指すあり方です。